

福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の更新

福岡県太宰府市から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される太宰府市歴史と文化の環境税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	有料駐車場(*)に駐車する行為 * 有料駐車場…市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50円 乗車定員10人以下の自動車 100円 乗車定員10人超29人以下の自動車 300円 乗車定員29人超の自動車 500円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（初年度）24,145千円 （平年度）44,090千円
非課税事項	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	年間約1,824千円
課税を行う期間	3年間（令和3年5月23日～令和6年5月22日）

令和2年12月18日 太宰府市議会にて条例案可決

令和3年1月7日 総務大臣協議

同年3月16日 総務大臣同意

（同年5月23日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 金谷係長、花房
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659